

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

【注意事項】

1. 試験時間は、40分です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格になります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退出ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

近畿運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

以下の各設問の()内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を〔 〕から選択し、別紙の解答用紙に記入してください。

-
1. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の()を受けなければならない。

[A. 承認 B. 許可 C. 免許]

-
2. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の()に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

[A. 乗務員等 B. 旅客 C. 車両]

-
3. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、一定の様式の()を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えておかなければならない。

[A. 履歴書 B. 乗務員等台帳 C. 乗務員証及び保安員証]

-
4. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに()を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように公示しなければならない。

[A. 就業規則 B. 運送約款 C. 運行管理規程]

-
5. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の()を受けなければならない。

[A. 免許 B. 許可 C. 認可]

-
6. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、()保持するとともに、運転者の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

[A. 常時有効に B. 運行管理者が C. 乗務員が]

-
7. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後()以内に管轄する地方運輸局長(国土交通大臣)に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

8. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の一日の拘束時間は十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は()とすること。

[A. 十六時間 B. 十八時間 C. 二十時間]

9. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の()に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

[A. 運転者 B. 乗務員等 C. 旅客]

10. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に()。

[A. 利用させてもよい B. 貸し渡してもよい C. 利用させてはならない]

11. 「運輸事業における安全管理の進め方に関するガイドライン」において、安全重点施策として「事業者は、安全方針に基づき、事業者が達成したい成果として、会社全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する()を設定し、()を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な取組計画を作成する。」こととしている。

[A. 計画 B. 取組 C. 目標]

12. 旅客自動車運送事業者は、()以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者等として選任してはならない。

[A. 二月 B. 六月 C. 一年]

13. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している()適切な処置をしなければならない。

[A. 事業者のために B. 旅客のために C. 乗務員等のために]

14. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、安全や()の向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者に選択されることを促進することを目的としている。

[A. コンプライアンス B. 安心 C. 利用者サービス]

15. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を()結果を生ずる競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]

16. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び()について報告を求めなければならない。
[A. 運賃収入 B. 運行の状況 C. 健康状態]
-

17. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
[A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日]
-

18. 旅客自動車運送事業者の()は、事業用自動車の運転者等に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存しなければならない。
[A. 代表者 B. 運行管理者 C. 従業員]
-

19. 一般旅客自動車運送事業者は、()により、旅客の運送をしなければならない。
[A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運送の申込みを受けた順序 C. 運賃等を支払った順序]
-

20. 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、()状態にある乗務員等を事業用自動車に乗務させてはならない。
[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]
-

21. 一般旅客自動車運送事業者は、()の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
[A. 運行計画 B. 事業計画 C. 運行回数]
-

22. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の()をしてはならない。
[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]
-

23. 旅客自動車運送事業者は、()以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。
[A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳]
-

24. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の()に努めなければならない。

[A. 向上 B. 維持 C. 確保]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時()しておかなければならない。

[A. 確保 B. 選任 C. 募集]

26. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その()前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 九十日]

27. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、()の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

・以下の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を別紙の解答用紙に記入してください。

28. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運転者に対し旅客及び公衆に対する応接に関し必要な指導監督を怠ってはならない。また、指導要領を定め、その事項を総括処理させるため、指導主任者を選任しなければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験の解答用紙

申請者名

受験者名

採 点
点

(問題1～27は【A・B・C】のいずれかを記入してください。)

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9
B	A	B	B	B	A	C	A	B

問題 10	問題 11	問題 12	問題 13	問題 14	問題 15	問題 16	問題 17	問題 18
C	C	A	B	C	B	B	B	B

問題 19	問題 20	問題 21	問題 22	問題 23	問題 24	問題 25	問題 26	問題 27
B	C	B	C	B	A	B	A	B

(問題28～30は【O・×】のいずれかを記入してください。)

問題 28	問題 29	問題 30
O	×	×